

議員（小川 保）

失礼いたします。9番 小川 保です。

本日は新型コロナウイルス感染症への対応についてと新ホールの利用について、これを一問一答にて質問いたします。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症への対応についてですが、この1週間の間に政府、安倍晋三首相からの小・中、高の休校など急務な要請があり、多度津町行政においても混乱されたことでしょう。改めて整理し、質問いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和元年12月以降、中華人民共和国において新型コロナウイルスに関連した複数の肺炎の発生が報告されており、中国を中心に世界各国から発生が報告されております。世界保健機関、1月31日未明、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当すると発表しました。こうした状況から、日本では、新型コロナウイルス感染症は感染症法に基づく指定感染症に指定しました。また、安倍晋三首相は2月26日、首相官邸で開かれた新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベントは大規模な感染リスクがあると述べ、今後2週間はイベントの中止や延期、規模の縮小を政府として要請すると表明しており、続けて2月27日には、来週3月2日から春休みまでの期間、全国小・中、高校においても休校の要請をいたしました。多くの町民の方も、感染のリスクを恐れ、感染しないようにするためにはどういうことに気をつければいいのかなど、大変心配していると思います。

そこで、町として今回の事態をどのように認識し、対応されておられるのか、丸尾町長にお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の新型コロナウイルス感染症への対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症について、毎日マスメディアから発信される情報に多くの町民が関心を持ち、日本のみならず世界の動向にも注目しておられると思います。

現在の状況は、世界的な流行であるパンデミックが起こっていると言っても過言ではないと認識をしており、私どもにとって対岸の火事ではなく、危機意識を強く持って対応していかなければならないと考えております。

小川議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症は、指定感染症として定める等の政令の施行や、検疫法施行令の一部が改正され、蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められる指定感染

症とされております。2月25日、国の対策本部より、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が出され、香川県において感染予防対策に努めるとともに、感染が疑われる方や患者が発生したときの体制が整備されました。

本町におきましても、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症の特徴や症状、気をつけることについての情報を、自治会回覧及びホームページでお知らせをしております。また、2月26日には、庁内会議を開催をして、庁舎内での対応や町が主催する会議、イベント等について協議を行いました。

2月28日には、多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、同日、第1回対策本部会議を行い、現状の情報共有及び各課における対応状況について協議をしております。今後は国や県、近隣市町の動向を注視し、随時対策本部会議において協議しながら、関係機関との連携により町民の健康及び安全を守ることを第一に、最善の感染予防対策に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

確認いたします。この多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部、これの担当課はどこになっておりますでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部につきまして、事務局といたしましては健康福祉課となっております。この本部につきましては、本部長を町長といたしまして、副本部長を副町長と教育長、各課の課長を本部委員といたしまして検討会議を実施いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

イギリス国籍のクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスに乗船した乗客の中に感染者がいたことから、非常に多くの方が新型コロナウイルスに感染しました。また、インバウンドで日本に観光で来た人の中にも感染者がいたことから、感染者と濃厚に接触した日本人にも感染が広がりました。香川県にも外国からの観光客がたくさん来ておられ、何よりも多度津町にはたくさんの外国人労働者が住まわっております。その方たちが休暇で母国に一時帰国し、再度本町に戻ってくるなど、懸念すべきことはあまた存在します。従って、他自治体に比べて本町はまだ大丈夫だということはいえないのではないかと思います。

感染症を初めとする公衆衛生に関することは、一般的には保健所の所管であ

り、多度津町の場合、丸亀市にある中讃保健所の所管であります。多度津町行政として、町民の健康が危険に晒されている現状は重々ご承知のことでありましょうから、上部組織から指示がなくても周辺自治体と相談しつつ緊急の対応はしなければならないのではないのでしょうか。どのような対応を行い、また計画しているのか、情報の収集から分析など、対策、そういった事柄を町民一人一人にきめ細やかな措置が求められております。

ここで、健康福祉課長にお尋ねをいたします。

町内在住の外国人についての対応、対策はいかがでしょうか。また、町として急遽対応したことや今後の対策などそして新型コロナウイルスの感染など、住民一人一人が心配であろうかと存じますので、民間医療での相談、検査など状況はいかようになっているのでしょうか。多度津町からの取り組みは当然としつつも、町民の皆様に対しても町からのお願い、要請なりのメッセージなどをお示しいただいたらいと思います。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の町内在住の外国人についての対応、対策、また町として急遽対応したことや今後の対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

小川議員のご指摘のとおり、本町においては労働者に限らず外国人が多数居住されております。また、1月以降も国内外からの外国人の転出入等、移動も見られております。

本町において、当初より中讃保健所保健対策第1課安全・安心対策班から、外国人労働者がおいでる企業の感染症対策についての現状等に加え、中讃保健所の感染症電話相談の件数や内容等、随時確認しております。また、現在は旅行等の移動で、外国人に限らず全ての町民が感染症の媒体となる可能性がありますので、町ホームページで広く注意喚起をしており、併せて厚生労働省や首相官邸、内閣官房等の最新情報が得られるように関連情報として掲載しております。また、2月28日には新型コロナウイルス感染症について、情報提供や相談窓口のご案内と、手洗い、せきエチケット等を掲載したチラシを自治会へ回覧いたしております。今後も様々な機会を捉え、最新情報を町民に発信し、感染症予防を図ってまいります。

次に、民間医療での相談、検査などの状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

検査体制については、現在、県においては民間医療機関で感染が疑われる方が発生した場合は、PCR検査キットで採取した検体を香川県環境保健研究センターに持ち込み検査する体制をとっておりますが、1つの検体の検査に長時間を要し、1日の検査件数に限りがあります。しかしながら、感染の状況が日々変化する中、国では医療保険適用の検査を民間医療機関において導

入することで、各医療機関の判断で検査が可能となるよう協議されているようです。町民の皆様におかれましては、感染拡大を防止するために正しい手洗いやせきエチケットの励行、不要不急の外出を控え、特に高齢者や持病のある方はできるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層の注意をお願いいたします。また、発熱等の症状が現れたときは、会社を休むなど十分な休養をとっていただき、症状等に不安がある場合には中讃保健所感染症電話相談窓口へご相談下さい。

刻々と変わっていく状況に対し、町の取り組みは当然ながら、町民お一人お一人が努めて情報収集していただくことや、感染予防の意識を高めていただくことが感染拡大を防ぐには最も重要と考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

医療保険適用の検査を民間医療機関において導入することを協議しているというお話でしたが、最新情報はどのような風になっておりますでしょうか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

小川議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの国の発表によりますと、最新情報でございますが、明日6日よりPCR検査について公的医療保険の適用対象とすることが発表されたようです。これによりまして、保健所を通さず医師の判断で検査を行うことが可能になり、検査能力が高まるものと思われれます。しかしながら、この検査ができる医療機関につきましては、防護服があるとか感染防護が整った医療機関に限られるとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

町長公室長に質問いたします。

今回の新型コロナウイルスは感染力が強いものの、マスクの着用やアルコール消毒の実施など普段から気をつけていれば一定は防げるものと言われておりますが、現時点では多度津町に感染が広がっているという状況にはありませんが、庁舎1階のフロアの窓口のみならず、その他のフロアでの感染が広がるといった事態も想定されます。それらの対応はどのようにしておりますか。また、それらの対策の周知徹底は広く行われておりますでしょうか。

町長公室長（山内 剛）

小川議員のコロナウイルス感染への対応、対策の周知徹底についてのご質

間に答弁をさせていただきます。

感染症対策につきましては、毎月開催をしております職員安全衛生委員会を通じて、日頃からバランスのとれた食事、十分な休息をとって抵抗力を高めることや、手洗い、せきエチケット等について全職員に周知を行っております。コロナウイルスへの対策につきましては、庁内会議において協議を行い、執務中の注意事項としてカウンターでの接客は必ずマスクを着用すること、カウンターは毎日、消毒用アルコールで拭くこととし、せきエチケットを厳守することやトイレ後の手洗い、手消毒等の感染症対策を徹底することとしました。また、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、出勤、外出せず自宅療養することとし、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いており、倦怠感や呼吸困難がある場合には中讃保健所の指示を仰ぐこととし、臨時の課長会を通じて全職員に通知を行いました。庁内LANの掲示板にも、同じ内容のものを掲載して周知しております。新型ウイルス感染症対策本部会議でも、同じ内容の対応、対策について再度周知を行いました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

次に、総務課長にお尋ねします。

町職員に感染が広がった場合、町の業務に支障が出ることも想定されます。危機管理上、業務継続計画での感染症対策はしていますか。対症療法的な対策のみならず、根本的な罹患しない対策が重要かと思われます。もちろん、不要不急の会議、出張などの規制も含め、徹底することも必要ではないでしょうか。お願いいたします。

総務課長（岡部 登）

小川議員の新型コロナウイルス感染症に対する業務継続計画、いわゆるBCPでの感染症対策につきまして答弁をさせていただきます。

今回の感染症に関しましては、潜伏期間や感染力、臨床経過や致死率など、分かっていない部分が多く、日々新しく表に出てくる情報によって正しいと思われる対応を手探りで行っている段階です。そのため、業務継続計画につきましては、平成25年5月に作成いたしました新型インフルエンザ業務継続計画を準用することが現時点では最良であろうと推測されますことから、その対策を述べさせていただきます。

まず、この計画の前提条件として、多度津町新型インフルエンザ対策行動計画に基づき感染防止対策を講じるとなっており、新型コロナウイルス感染症でも小川議員おっしゃるとおり感染予防が最も重要でありますので、先ほどの答弁で申しましたような対策を現在講じております。そのような状況下での業務継続計画でございますが、感染症によって町職員のおおむね40%が登

庁不能となった場合の業務の遂行に関しましては、通常業務の原則禁止と例外的に継続すべき事業に分けて行うことになっております。これは住民の方の感染リスクを減らすためでもあり、感染拡大の可能性がなくなるまで、原則的に役場の機能を一時的に休止するもので、幼稚園、学校などは休園、休校とし、町が主催するイベントなどは中止、町立施設の利用中止や町民の方には外出自粛を要請するといったものでございます。しかし、ごみの収集等の町民生活を支えるために継続が必要な事業につきましては、例外的に継続して行います。さらに、各課で継続しなければならない事務事業、取り扱いの方法を変更し対応する事務事業、中断及び中止する事務事業、使用中止施設など、事前に決めてある事務事業につきまして必要となる人員につきましては、まず課内で調整し、職員の欠勤状況に応じ全庁的に調整を行うことになっております。現時点では、以上のような業務継続計画に基づいて行動しなければならない可能性は否定できないことから、その毒性や病原性、また感染力などにより被害の状況や事態の進行などに応じて柔軟に対応し、弾力的に運用する必要があることを常に心にとどめ、対策を徹底していかねばならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

再質問です。

政策観光課長にお尋ねします。

先ほどの回答に基づいて、4月5日開催予定の「さくらまつり」の判断はどのようなになっておりますか。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

町観光協会が4月5日に開催予定の「さくらまつり」の開催または中止の判断につきましては、現在、参加団体の出店等の意向調査、また県内市町の同様なイベントの開催中止の状況を確認しております。それらをもとに、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら、近々に「さくらまつり」の開催または中止及びライトアップの実施または中止の判断を行うこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

早急に検討していただかないと、それぞれの担当の方々は大変だろうと思います。よろしくお願いいたします。

本件の最後の質問に、田尾教育長にお尋ねいたします。

先にお話ししました安倍晋三首相の要請に鑑み、多度津町の教育機関、ま

た、社会人対象の教育など、感染リスクのある大規模なイベント、あるいは子供たちが集まる催しなど、これからの2週間は中止、延期、規模縮小など、急遽対策を講じられたことでしょうか、今後の卒業式、入学式、桃陵大学閉校式、開校式など、あるいは放課後児童クラブなど、多くの弱者が集う事柄が予定されております。いかように対処されるのでしょうか、お尋ねいたします。

教育長（田尾 勝）

小川議員の今後の卒業式、入学式、桃陵大学の閉校式等の対処についてのご質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、2月27日の夕刻、首相より3月2日から春休みまでの期間、全国の小学校、中学校、高校において全国一斉の臨時休業にするという要請がありました。これを受ける形で、翌日2月28日に県教育長名で新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業についてという通知がありました。臨時休業期間は3月3日から24日まで、卒業証書授与式、公立高校入試の対応についてが骨子でした。それを受けて、臨時の校長会、町の教育委員会を開催し、町内の対応をどうするかについて共有化を図り、共通して進めることを明確にしました。すなわち、県の通知に基づき、今回の趣旨を明確にしながら実施していくということを原則として対応することにしました。臨時休業日に引き続き春休みとなり、長期にわたる休業日となることから、3月2日の登校日の際には、子供たちには休業中の過ごし方、卒業式、終業式、離任式等のこと、家庭と学校との連絡について周知、指導することになりました。校長会、教育委員会で確認した内容を各家庭向けのお知らせという形で配布することにしました。

なお、現在のところ、幼、小・中の卒業式、入学式については予定日に実施する予定です。感染拡大の防止策と消毒液の設置等の措置をするとともに、参加者の制限、内容の精選を行い、時間の短縮を行うなどの措置をとるようにはしております。4月6日の始業式、7日の入学式までの1カ月にもわたるものであること。また、ご存じのとおり感染症についての状況が日々変化しており、それに伴って対処の仕方も変わることも予想され、ポイントとなる要点だけを共通理解、共通実践できるようにいたしました。今後、重要となる国、県からの情報については、情報交換を行えるよう、教育委員会、学校、そして家庭とが連携をとれた取り組みができるように、連絡体制を確保しておくということを学校に指示しております。

また、桃陵大学の閉校式、開校式につきましては、高齢者の方々が集まる会であることから、主催者とも協議して中止、延期、縮小の判断をしてもらうことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ご答弁、有難うございました。

再質問ですが、幼稚園、保育園などの対応についても、現状と今後の予定などお聞かせ下さい。

教育長（田尾 勝）

小川議員の幼稚園、保育園などの対応についてのご質問に答弁させていただきます。

幼稚園についてはこれまでどおり開園し、預かり保育についても実施する予定です。町内に発症者が出るという状況になれば、小・中学校と同様に臨時休業になることも考えられます。また、通知にもあるように、子供に発熱等がある場合、休む等の対応をとっていただけるよう、保護者の方にも協力を園よりお願いしておるところであります。

また、庁内体制の確立ということから庁内会議にも参加し、児童クラブの支援についても教育委員会が協力できる内容、すなわち広いスペースを確保するために学校施設を利用すること、また子供の安全確保のために学校の支援員の派遣などについても協力するようにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

保育所の対応についてお答えさせていただきます。

町内の保育所はご存じのとおり全て民間でございますので、それぞれの施設の判断にお任せはいたしておりますけれども、町内、特に幼稚園の対応に準ずるということで確認させていただいております。今後、町内で決まったことを速やかにお伝えして、それぞれで判断していただくということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ご答弁、有難うございました。刻一刻と変化する状況ですので、皆さん方、対応が大変だと思いますが、全ての住民の安心・安全のために頑張ってお留意願したいと思います。

次に、2点目、新ホールの利用について質問いたします。

教育課長にお尋ねします。現在、中央公民館、社会福祉センターなどで開設されている講座や集会はそれぞれ年間どれほどあるのでしょうか。2～3の例示とともにその件数など、あるいは延べ人数などをお答えいただいたらと思います。

教育課長（竹田 光芳）



小川議員の中央公民館、福祉センターなどで開設されている講座や集会の実績についてのご質問に答弁させていただきます。

全て平成30年度の延べ実績で答弁させていただきます。

まず、中央公民館で開催されている講座についてですが、書道、詩吟、多度津地域婦人会等による使用が612件、集会につきましては多度津地区老人会、福寿連合会等による使用が115件、その他に公民館、町関係による使用が32件であり、総数759件、8,099名の方にご利用いただいております。また、中央公民館の講座のうち、福祉センターで開催された講座につきましては、太極拳同好会、多度津合唱団女性コーラス、大人の童謡教室等による使用が39件、1,074名の方にご利用いただいております。

次に、福祉センターにおける使用状況ですが、福祉センターの申請書によりますと、自治会、子供会等の各種団体による使用が385件、5,270名の方々にご利用をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

今、伺いますと、改めて思いますが、たくさんの方が利用されておると。それは非常にすばらしいことなのではなすけれどもね。

次に、それに関連してまた質問をさせていただきます。庁舎、それから中央公民館、そして社会福祉センターの建物は、それぞれ築何年で、それらの耐用年数は何年でしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員の庁舎、中央公民館、福祉センターの築年数及び耐用年数についてのご質問に答弁させていただきます。

固定資産台帳に登載している情報によりますと、庁舎は耐用年数が50年に対し、建築してからの経過年数が49年、中央公民館は耐用年数が50年に対しまして、経過年数が52年、総合福祉センターは耐用年数が47年に対し、経過年数が45年となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

今、駅の東に庁舎、新ホール棟を建設しようということで計画が進んでおりますが、新ホール棟が完成した際の中央公民館や福祉センターで行われている講座、集会はどう振り当てられるのでしょうか。お願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員の新ホール棟が完成した際の中央公民館や福祉センターで行われている講座、集会の振り当てについてのご質問に答弁させていただきます。

新庁舎の基本設計の際には、福祉センターを利用している会議や講座、また

中央公民館が企画し、福祉センターを利用している講座等の利用状況を調査し、利用団体からの意見もお聞きし、基本設計を実施しておりますが、中央公民館を利用している講座や会議も考慮した設計ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

庁舎が耐用年数50年に対して経過年数が49年、中央公民館は耐用年数が50年に対して経過年数が52年、それから総合福祉センターは耐用年数が47年に対して経過年数が45年となっており、今現在、中央公民館が一番古くて、かつ年数が経過して進んでおるといことですね。中央公民館を利用されている方々が、もしや新ホールの方に振り当てられないとすれば、皆さんは大変お気の毒かなという風に思っております。

そこで、ちょっと質問なんですが、中央公民館を利用されている講座、集会は、新ホールへの振り当ては予定されていないと。これでは公民館利用者が危険な状態に置かれるのではないかと懸念しております。もし、可能であれば、サクラートたどつの楽屋、会議室、リハーサル室などへの振り当てを考慮していただければ非常に有難いのですがいかがでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員のサクラートたどつの楽屋、リハーサル室などへの振り当てについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、中央公民館で実施している講座や会議で使用する会場の確保につきましては、新ホール棟での利用が可能かを調査するとともに、議員ご指摘のサクラートたどつを含め、社会教育施設などを活用するなどし、会場確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。ぜひ検討をいただいて、中央公民館で活動されておる方々の安心・安全をお願いをしたいと思います。

以上で9番 小川 保、質問を終わります。有難うございました。